

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・地域福祉に関すること ・障害福祉に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
地域福祉の業務は、毛呂山町に住んでいるすべての皆さんのために。障害福祉の業務は、毛呂山町に住んでいる障害のある皆さんや施設に入所している障害のある皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目 標 名	地域福祉の推進	
指 標 名	地域見守りネットワーク結成数	
数値目標	初期値（平成30年度）	11地区
	実績値（令和6年度）	11地区
	最終目標値（令和6年度）	17地区
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画	
事業概要	自治会または自主防災組織を単位として協定を締結し、災害時や緊急時において支援を要する地域住民への日ごろからの見守り活動を実施します。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
地域住民、ボランティア、関係機関との協働により、在宅生活における不安の解消や生活課題の早期発見に努め、住み慣れた地域での安心した生活の確保を図ります。		
5 昨年度の取り組みの反省点及びこれまでの取組の評価は次のとおりでした。		
昨年度中に福祉課・高齢者実態把握調査を実施する高齢者支援課・自主防災組織の主管課である総務課の3課で協議を行い、各課における見守り活動の相違点や情報共有のしくみ等について検証しました。その結果、地域見守りネットワークの締結をしたものの、現状は活動実績のない自治会も多く、実態が伴っていないため、地域見守りネットワークを各自治会内での組織とするのではなく、地域で既に活動している組織（例えば社協のふくしサポーター、自主防災組織など）や見守り協定を締結している企業等を含めた、地域の「見守り」を目的とした緩やかなネットワークとしました。		

1 当課の主な業務は次のように定義されます。		
・地域福祉に関すること ・障害福祉に関すること		
2 当課の業務は次の方々のために行われます。		
地域福祉の業務は、毛呂山町に住んでいるすべての皆さんのために。障害福祉の業務は、毛呂山町に住んでいる障害のある皆さんや施設に入所している障害のある皆さんのために。		
3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。		
目標名	障害福祉の推進	
指標名	計画相談支援事業者によるサービス等利用計画（障害児支援利用計画）の作成率	
数値目標	初期値（平成30年度）	79.6%
	実績値（令和6年度）	83.3%
	最終目標値（令和6年度）	100%
設定根拠	第五次毛呂山町総合振興計画後期基本計画	
事業概要	障害福祉サービスを利用する際にサービス利用計画を作成し、一定期間後にサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直しを行います。	
4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。		
計画相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成により、適時サービスの利用状況の検証と見直しを行うことで、適切な障害福祉サービスを提供することができます。		
5 昨年度の取り組みの反省点及びこれまでの取組の評価は次のとおりでした。		
自立支援協議会において相談支援事業所や関係機関と話し合い協議してきましたが、障害福祉サービスの利用者が増加する中、サービス等利用計画書を作成する相談支援専門員の数が増えず、数値目標達成に至りませんでした。		